

2 性的虐待への取組（大阪府）

性的虐待への対応 初期対応の課題について

2007年7月11日

大阪府中央子ども家庭センター
次長 兼 虐待対応課長
山本恒雄

性的虐待対応に固有な特性

自分が分からなくなる
自分を信じられない状態

自分が何を感じ、何を思っているのかわからなくなる
自分の感覚、感情、考えが自分のコントロール下にあると感じられない状態に陥る
誰か自分で無いものに自分が操作され、侵入され、支配されてしまう

性的虐待対応に固有な特性

性的虐待は

人間関係の基本的な信頼、親密 愛着 安全の感覚にダメージを与える → 心的外傷

将来の非行、精神障害 自傷行為 自殺企図
自己破壊的な感情・行動の問題
冒険的で危険な性行動 等の発生因子となる

性的虐待対応に固有な特性

養育環境・生活環境内で発生する性的虐待の大部分が、子どもの愛着、安心にとって重要な要素を持つ人間関係において、徐々にひそかに進行する
表面化する時点では子どもの生活、人生は虐待者と容易には切り離せない依存＝支配・搾取の関係性に陥っていることが多い

性的虐待が子どもに与えるダメージは深刻であり、あらゆる性的虐待の兆候情報は通告として対応することが原則的に必要

性的虐待対応に固有な特性

身体的虐待 ネグレクト などに比べて

- ・ 発見が困難で発覚が遅れるか潜在しやすい
- ・ 多くが本人の申告によって初めて発覚
- ・ 客観的証拠(物証 身体痕跡等)が乏しい
- ・ 立証の難しさがある(目撃者が居ない)
- ・ 本人証言だけが根拠(加害者は否認?)
- ・ 発覚が家族・親族関係に強い衝撃を与える
- ・ 加害者が養育者・家族に限らず、性暴力犯罪への連続性がある

性的虐待対応に固有な特性

- ・ 非加害養育者が加害者との生活を継続し、子どもだけが家族から離され孤立
- ・ 加害者の行動修正・変容、子どもと加害者との関係修復が困難だけでなく、家族との関係修復にも困難が伴う
- ・ 刑事告発 親告罪の対応に困難が伴う
- ・ 本人証言の聴取に法的立証性の課題
- ・ 子どもが受けるダメージが深刻 人生に深い傷と影響 自己破壊的な反社会・非社会的問題行動へしばしば発展する(すでに発展?)

性的虐待:初期対応の課題

子どもの告白を最初に聴いた人・機関の戸惑い
4つの困惑

- 子どもからの内緒の話、秘密の要請への対応
- 子どもの話をどこまで信用してよいのか・・・
- 子どもの話を何についてどこまで聴くのか・・・
聴取情報の立証性汚染の危険
- 告白を聞いた私はどうしたらよいのか
保護者対応と通告の判断

性的虐待:初期対応の課題

性的虐待通告を受理した相談機関対応の課題
4つのハードル(ほぼ1日以内の緊急対応課題)

- 初動調査で子どもからの告白、性的虐待の疑いの徴候を確認できるか
- 相談所が入手した性的虐待の疑いについての情報は子どもの安全確保、事実調査・安全確認のための職権保護を正当化するか
- 子どもの困惑、混乱を收拾しながら安全の確保のための親子分離に子どもをのせていけるか
- 加害者・保護者への職権保護の告知において、どこまで性的虐待の疑いを具体的に告知するか

性的虐待:初期対応の課題

性的虐待の調査・初期対応における8つの課題

- 子どもの安全確保のための初期調査と保護
- 立証性のある子どもへの調査面接
米国:Forensic Interviewingとの関連
- 医学診察による立証性のある証拠収集
強姦被害支援との共通性(米国:SANEの活動)
- 医学診察による立証性のある証拠収集
- 子どもの証言の信憑性と証言撤回の評価と対応
- 背景・周辺調査による情報の収集とその評価
- 非加害親の子どもへの支援協力への導入・確保
- 加害者への事情聴取・事実確認

Forensic Interviewing とは

- 裁判所 検察をクライアントとした性的虐待、性暴力被害について、法的立証性のある被害・加害事実の確認を行うための面接法
- 刑事事件法廷で面接者は性暴力被害の立証についての証人として証言、反対尋問も受ける
- 被害にあった子どもが何度も被害状況を事情聴取されたり(日本の刑事事件であれば、最低4～6回の証言をしなければならない)子ども自身が法廷に証人として出廷させられ、被害の立証のための証言をさせられたり、反対尋問を受けたりしないですむための法的手続きでもある

Forensic Interviewing とは

- 法的立証性を確保するため面接者は原則的に臨床責任を負わない立場で面接する。対応チームとしては子どもへの臨床的な配慮を前提に対応し、時には面接にストップをかける。
- 臨床的アセスメントや治療のための面接とは全く異なった観点、立場からの面接である。
- 法的立証性が鍵であり あらゆる誘導、暗示、強要、強制、報酬によらない子どもの証言の真实性を証明するための面接技法が特徴
- 基本は答えがYES NOにならず自発的な応答を求めるjOpen-Ended Questionとそれぞという促しを使う

Forensic Interviewing とは

- アメリカで1983～90年代に有名な性虐待事件(マクマーチン・プレスクール事件)が発端となり、専門性の研究、法制度 裁判制度の整備と修正の中で生まれてきた面接技術
- 民間資格であるが、資格要件と訓練プログラムの履修によって認定された有資格者だけが実施
- 資格保持には繰り返し研修を受けて更新要件を満たすことが条件であり、内容には常時実務現場からの修正が加えられ続けている
- 資格者は児童福祉関係者 警官 検察官 医療従事者など関係分野の職員

Forensic Interviewing とは

- ・ 面接は原則1回きり 初対面で1対1
- ・ チームスタッフ(児童福祉関係者 司法関係者 医療関係者等)は面接をワンウェイミラーから観察、イヤホンによって面接者とは交信できる状態で指示を出すこともある
- ・ 面接はビデオ録画されて裁判所に提出される
- ・ 各領域の専門家が1回の面接で必要な情報をとる。特に司法の立件条件を満たす情報をとる
- ・ 收拾された情報は司法の管理下に置かれる
- ・ 刑事訴訟での立件率は申立ての1割と言われている 反対尋問で陪審が立証に至らないと判断

子どもの安全確保のための初期調査と保護

- ・ 通告情報の評価
情報はどうして得られたか
事実としての正確さ、具体性があるのか
- ・ 直接子どもからの事情聴取による確認
子どもとの安全な場での確実な接触
→ 情報評価:立証性・分離保護の判断
- ・ 年少の子ども 証言事実の立証性に課題
- ・ 年長の子ども 本人の意向の重要性
保護について
生活設計について

立証性のある子どもへの調査面接

- ・ いきなり子どもは分離保護できても、加害行為を立件して加害者を拘束・追及できない日本の現体制ではアメリカ合衆国でのForensic Interviewing(司法面接)は成立しないが児童福祉法における子どもの職権保護、親子分離による子どもの安全確保の必要性・妥当性の法的立証が必要
- ・ 正確で確実な調査、法的立証性のある事情聴取と情報入手において、犯罪捜査と一体化したForensic Interviewingの技法、周到な対応に学ぶところがある。

子どもの安全な保護と保護者への告知

- ・ 初期対応チームの業務内容
子どもの事情聴取と周辺情報の収集
子どもの身柄の保護と安全な移送
保護者への告知と介入的支援の開始
保護された子どもへのサポート
介入された非加害者への支援の開始
医療診察(産科 精神科)の手配と立法
法的被害確認 Forensic Interviewing実施
全体の進行管理 法的対応の組織判断

子どもの安全な保護と保護者への告知

- ・ 保護者への告知は 性的虐待の疑いがあり子どもの安全確保のために子どもを職権保護したこと、今後子どもの被害事実の有無を含め、被害に関する詳しい調査をする予定であることを告知する
- ・ 子どもの身柄の安全な保護のためにも、公平で介入の無い調査のためにも、当面保護者・加害を疑われる人物と子どもの接触は理由を告知して制限する
- ・ 子どもからの証言で確認された虐待事実については、保護者、加害者に確認のための事情聴取を行う

子どもの安全な保護と保護者への告知

- ・ 保護の告知の後、保護者・養育者には一人ずつ事情聴取の場を設ける。
- ・ 加害者と非加害者は特に別々に面接の場を設けて、それぞれの事情、感情を聴き取る。
- ・ 非加害者は性的虐待の事実とその発覚による第二の被害者でもあり、特に精神的なサポートが重要 加えて被害を受けた子どもへの支援のためのキーパーソンになる
そのための非加害者自身へのサポートと子どもの支援のための協力確保が重要かつ困難

医学診察による立証性のある証拠収集

- 医療機関との初期対応での緊密な連携
- 被害事実の医学的診察による立証
- 強姦被害支援との関連性
米国での性暴力被害者支援看護師
SANE : Sexual Assault Nurse Examiner の活動にも学ぶところがある 問診のあり方も
- 米国では小児科医が医学診察の中核だが、日本の現状では産科・婦人科と小児科の協力が必要 当面は産科・婦人科領域での性暴力被害の立証に課題の焦点がある
- 強姦ではなく、わいせつ被害の立証に課題

精神科領域 心理面での援助と証拠収集

- 子どもの精神面 心的外傷の対応も重要だが、初期の対応場面では子どもの情緒的混乱が大きく、急性反応としての混乱と慢性的外傷体験による混乱が重複しており、安心感が確立していない場面での精神・心理面への接近は再外傷化の危険が高い まずは安心・安全感の保障と外傷性の問題の悪化を防ぐ援助が中心
- 被害の立証は身体的な証拠と本人の証言による事実確認に焦点をあて、主観的体験や感情、心的外傷には焦点化しない配慮が必要

子どもの証言の信憑性

- 特に通告と初期調査面接での子どもから得た情報について子どもの発言、証言の信憑性が課題となることが多い
- 次には子どもの証言内容が時間経過、場面によって動揺する場合、その信憑性が課題となる
- 子どもの年齢が低いか知的な遅れがある場合にその信憑性が課題となる
- 子どもの証言内容と同時に面接の設定、質問の仕方が証言の信憑性に関わる

証言撤回の評価と対応

- 証言の撤回には必ず理由がある 内容、子どもの気持 立場を良く考えることが重要
- 初期対応段階での証言撤回は対応そのものの中止も視野に入れた検討が必要
どうしても撤回の意思が強い場合、本人の意思・決定を尊重して今後のサポート、SOSの接点を提示する
- 長期の経過の中での証言撤回は過去の事態と共に現在の時点での子どもの生活と心境を検討することが必要

背景・周辺調査による情報の収集とその評価

- 性的虐待では周辺情報はきわめて乏しいか憶測や推定、時には予断の混入を否定しにくい情報が多い
- 周辺への調査そのものがプライバシー上の問題を引き起こす危険性が高く、慎重な情報管理が必要
- 具体的な事実 観察される事実に関心を持った具体的な行動とその変化、発言内容、それら情報源の事実関係を把握することが重要

非加害親の子どもへの支援協力への導入・確保

- 性的虐待の被害が女兒の場合、母親の子どもへのサポートが子どもの予後を左右する重要な要因となる
- 日本の児童福祉法上の対応では非加害者である母は加害者と共に家庭に残り、子どもだけが分離保護されることが多い
結果として母は残された家庭を守り、加害者との関係を持続させる場合が多い
- この母を子どもへの重要な支援者として、支援協力へ導入・確保することが課題である

加害者への対応 事情聴取・事実確認

- ・ 通告を発端に虐待者の加害行為を立件して加害者を拘束・追及できない日本の現体制ではアメリカ合衆国でForensic Interviewing(司法面接)に始まる刑事訴追は困難
- ・ 刑事訴訟は被害児の負担が大きく慎重な対応判断が必要 弁護士による本人助言 情報提供が有効
- ・ 保護者、加害者からの事情聴取も基本的に刑事捜査ではなく児童福祉法上の調査として児童相談所が担当
- ・ 加害者、保護者の事実認定に対する態度によって事後の支援方策が大きく左右される

大阪府でのこれまでの取り組み経過

性的虐待についての自主研究グループ活動
性的虐待についての調査研究への参加・協力
Forensic Interviewing についてアメリカの手引についての研究会(2003~2004)
Forensic Interviewingの自主研修での実技訓練
Forensic Interviewing有資格者によるSV・助言
性的虐待に関する全職員向けの研修:毎年度複数回
調査研究者からの対応ガイドラインの呈示・提案
ワーキングチームによる業務ガイドラインの作成
関係医療機関との連携強化のための協議
大阪府プロジェクト事業としての取り組み(2007~)

大阪府での取り組み 特に初期対応について

1. 性的虐待の疑いは原則緊急対応の通告扱い
2. 初期調査において子どもから直接何らかの事実情報を得ることが重要であり、この調査とForensic Interviewing の設定とを体系的に考えた上での質問技術が必要である
3. 職権保護により、子どもを安全な場所に保護した後、法的立証性が争点になる事態では、より厳密なForensic Interviewing の手法による調査を実施 → 28条の申立てへ
4. 医療機関との連携による診察 問診による調査、健康支援としての本人への助言を制度化

【性的虐待事例への介入（初期対応）のフローチャート】



